

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第21号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年香川県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験) 第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 写真（出願前<u>6月</u>以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦<u>4.5センチメートル</u>、横<u>3.5センチメートル</u>のもので、裏面に氏名及び生年月日記載したもの）</p> <p>2 略</p> <p>(試験の公告) 第2条 略</p>	<p>(試験) 第1条 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第3条の2第1項に規定する調理師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、受験願書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 写真（出願前<u>6箇月</u>以内に無帽正面向きで上半身を撮影した<u>名刺型</u>のもので裏面に氏名及び<u>撮影年月日</u>を記載したもの）</p> <p>2 略 3 <u>知事は、試験に合格した者に対し、合格通知書（第3号様式）により通知する。</u></p> <p>(試験の公告) 第2条 略</p> <p><u>(試験委員の設置)</u> 第3条 <u>試験の問題の作成、採点その他試験の実施に関する事務を行わせるため、調理師試験委員（以下「試験委員」という。）を置く。</u></p> <p><u>(試験委員の数)</u> 第4条 <u>試験委員の数は、5人以上7人以内とする。</u></p> <p><u>(試験委員の任命又は委嘱)</u> 第5条 <u>試験委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>県の職員</u></p>

(書類の提出)

第3条 略

(申請書の様式)

第4条 略

- (1) 令第11条第2項及び第13条第2項に規定する申請書 調理師名簿訂正及び免許証書換え交付申請書 (第3号様式)
- (2) 令第12条第1項に規定する申請書 調理師名簿登録消除申請書 (第4号様式)
- (3) 令第14条第2項に規定する申請書 調理師免許証再交付申請書 (第5号様式)

- (2) 学識経験のある者
- (3) 技能経験のある者

(試験委員の任期)

第6条 試験委員の任期は、2年とする。ただし、試験委員が欠けた場合における補欠の試験委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 試験委員は、再任されることができる。

(書類の提出)

第7条 略

(申請書の様式)

第8条 次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 令第11条第2項及び第13条第2項に規定する申請書 調理師名簿訂正及び免許証書換え交付申請書 (第4号様式)
- (2) 令第12条第1項に規定する申請書 調理師名簿登録消除申請書 (第5号様式)
- (3) 令第14条第2項に規定する申請書 調理師免許証再交付申請書 (第6号様式)

第1号様式（第1条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

調理師試験受験願書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

調理師法第3条の2第1項に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて
出願します。

注 次の書類を添付すること。

- (1) 学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であるこ
とを証する書類
- (2) 調理業務従事証明書
- (3) 写真（出願前6月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦4.5センチメー
トル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

第1号様式（第1条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

調理師試験受験願書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

調理師法第3条の2第1項に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて
出願します。

第2号様式（第1条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地	電話 ()
施設の種類	種別 (該当するところに○印を付けること。)	許可・開設年月日、許可保健所、許可番号	調理業務の内容 (料理名、調理作業等なるべく具体的に記載すること。)
	飲関係営業店業 1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可年月日等) 年 月 日 第 保健所号	
給食施設	給食 (1日回延べ食) 1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他 ()	(開設年月日) 年 月 日	栄養士、保育士等の資格の有無 (有・無) 有の場合 雇用契約上の職種名 ()
	上記の施設で調理の業務に従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月
勤務日数及び時間		日/週、	時間/日
廃業年月日		年 月 日	

証明日 年 月 日

証明者	住所	電話 ()		職印又は実印
	施設名			
	地位	氏名		

- 注 1 当該施設の長が証明すること。ただし、施設の長が従事者と同一人の場合又は施設の長が従事者の配偶者若しくは2親等内の血族である場合にあっては調理師会その他当該施設の長が所属している団体の長又は当該施設の長の同業者、従事者の勤務していた施設の廃業等により当該施設の長が存在しない場合にあっては調理師会その他当該施設の長が所属していた団体の長又は当該施設の長の同業者であった者で現に調理の業務に従事しているものが証明すること。
- 2 証明印は、当該施設の長の職印を用いること。ただし、当該施設の長が職印を有しない場合は、当該施設の長の実印を用い、当該印鑑が登録のしてある印鑑である旨の証明書を添付すること。
- 3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して飲食物を供与する施設として開設した年月日をいうものであること。

第2号様式（第1条関係）

調理業務従事証明書

従事者（受験者）氏名

生 年 月 日 年 月 日

上記の者は、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名		勤務施設所在地	電話 ()
施設の種類	種別 (該当するところに○印を付けること。)	許可・開設年月日、許可保健所、許可番号	調理業務の内容 (なるべく具体的に記載すること。)
	飲関係営業店業 1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可年月日等) 年 月 日 第 保健所号	
給食施設	給食 (1日回食) 1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他 ()	(開設年月日) 年 月 日	
	上記の施設で調理の業務に従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月
勤務日数及び時間		日/週、	時間/日
廃業年月日		年 月 日	

証明日 年 月 日

証明者	住所	電話 ()		職印又は実印
	施設名			
	地位	氏名		

- 注 1 当該施設の長が証明すること。ただし、施設の長が従事者と同一人の場合又は施設の長が従事者の配偶者若しくは2親等内の血族である場合にあっては調理師会その他当該施設の長が所属している団体の長又は当該施設の長の同業者、従事者の勤務していた施設の廃業等により当該施設の長が存在しない場合にあっては調理師会その他当該施設の長が所属していた団体の長又は当該施設の長の同業者であった者で現に調理の業務に従事しているものが証明すること。
- 2 証明印は、当該施設の長の職印を用いること。ただし、当該施設の長が職印を有しない場合は、当該施設の長の実印を用い、当該印鑑が登録のしてある印鑑である旨の証明書を添付すること。
- 3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して飲食物を供与する施設として開設した年月日をいうものであること。

第3号様式（第4条関係）

略

第4号様式（第4条関係）

略

第5号様式（第4条関係）

略

第3号様式（第1条関係）

第 号

合 格 通 知 書

氏 名

年 月 日生

あなたは、年 月 日施行の調理師試験に合格したので通知します。

年 月 日

香川県知事

印

第4号様式（第8条関係）

略

第5号様式（第8条関係）

略

第6号様式（第8条関係）

略

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の調理師法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。